

## 令和6年度 静岡市ママケアデイサービス企画・運営業務の企画提案応募要領

### 1 趣旨

静岡市において、生後4か月以上1歳未満の子どもとその母親を対象として、子育て中の母親が休息できる場所を提供し、子育ての先輩（子育て経験者）が子育てに関する悩みの「話し相手」となることで、家庭や地域での孤立感を和らげる。併せて保育士等の専門職による相談支援を行うことで、母親が安心して子育てができる環境を整備することを目的とした業務を委託するための企画提案をプロポーザル方式により選定する。

### 2 委託業務

#### (1) 業務名

令和6年度 子子家委第31号 静岡市ママケアデイサービス企画・運営業務

#### (2) 内容

別紙1「令和6年度 静岡市ママケアデイサービス企画・運営業務 プロポーザル（企画提案）仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

#### (3) 施行期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

※静岡市は令和6年度予算の減額又は削除があったときは、契約を変更し、又は解除することができるものとする。

#### (4) 委託料

本業務は上限 6,928,700円程度（消費税額及び地方消費税額を含む。）を想定している。

#### (5) 支払い方法

原則として年4回の分割払い（4月、7月、10月、1月）とする。

※ただし、年間開催回数が144回を下回った場合は、実施できなかった回数に、企画提案応募時に提出した積算表の人件費的費用と会場賃借料の合計額の144分の1を乗じた額を市に返還することとする。

### 3 応募資格

この企画提案に参加する者は、次の（1）から（5）までの全ての要件を満たす社会福祉法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する特定非営利活動法人その他静岡市が適当と認める法人又はこれらの法人複数による連合体（以下「コンソーシアム」という。）とする。

(1) 市内に主たる事務所等を有していること。

- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 直近の1年間において、市税（静岡市に対し納付義務があるもの）、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (4) 静岡市との契約に関して指名停止を受けている期間中でないこと。
- (5) 静岡市暴力団排除条例（平成25年静岡市条例第11号）第6条第2項に掲げる暴力団員等、暴力団員の配偶者（暴力団員と生計を一にする配偶者で、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）及び暴力団員等と密接な関係を有する者でないこと。
- (6) 本業務を円滑に遂行できる、安定的かつ健全な財務能力を有すること。
- (7) コンソーシアムで参加する場合は、コンソーシアムの構成員が単独法人として、又は、他のコンソーシアムの構成員として重複参加する者でないこと。

#### 4 選定から契約までのスケジュール

##### (1) 質問と回答

仕様書等の内容についての質問は、質問票（様式1）により電子メールにて受け付ける。なお、電子メールを送付したときは、その旨を電話にて子ども家庭課（054-354-2643）へ連絡すること。また、電話やファックスでの質疑応答は行わないので注意すること。

##### ア 質問の受付期間

令和6年2月19日（月）午後5時まで

##### イ 質問への回答

随時ホームページに掲載する。

##### ウ 電子メール [kodomokatei@city.shizuoka.lg.jp](mailto:kodomokatei@city.shizuoka.lg.jp)

##### (2) 応募申込書及び企画提案書等の提出

応募申込書及び企画提案書等の提出は、次のとおり郵送（特定記録郵便等配達記録される方法）又は持参により行うこと。

##### ア 応募申込書及び企画提案書等の提出締切日

令和6年2月28日（水）午後5時（必着）

##### イ 受付時間

土日及び祝日を除く午前9時から正午及び午後1時から午後5時

##### ウ 提出場所

静岡市子ども未来局子ども家庭課（静岡市役所清水庁舎9階）

##### (3) ヒアリング

提出いただいた企画提案書に基づき、必要に応じヒアリングを行う。

（令和6年3月15日（金）を予定）

※ 実施の有無、時間及び開催場所については、別途通知します。

(4) 選定結果

選定結果については、令和6年3月18日（月）以降、提案者すべてに通知するとともに、受託候補者をホームページで公表する。

(5) 見積執行通知

見積執行通知は、令和6年3月19日（火）以降に受託候補者へ送付する。

(6) 契約手続等

見積執行による落札決定後、速やかに落札者と契約をするための手続を行う。

なお、決定者になった場合は、契約締結時に暴力団員等、暴力団員の配偶者及び暴力団員等と密接な関係を有するものでないこと及び静岡市から役員名簿、役員等氏名一覧表等の提出を求められたときは直ちに提出することについて誓約するとともに、静岡市からそれらの書類を警察署に提供されることについて同意する書類を提出すること。ただし、当該決定者が同様の書類を市長に提出している場合のほか、市長が必要ないと認めるときはこの限りではない。

5 提出書類等

(1) 応募申込書（様式2）及び添付資料アからカまで

ア 団体等の活動内容がわかるもの

イ 直近の事業計画書、直近1年間の事業報告書及び直近の決算時の財務諸表

ウ 定款又は寄附行為の写し

エ 登記簿謄本又は登記事項証明書

オ 納税証明書

※ 国税：その3の3「法人税」及び「消費税及地方消費税」について未納税額のない証明用

※ 市税：静岡市に納税義務がある場合は、法人市民税納税証明書と固定資産税納税証明書

カ 別紙2「静岡市ママケアデイサービス企画・運營業務受託法人コンソーシアム（共同事業体）取扱要領」第2条第1項に定める第1号様式、第2号様式及び協定書の写し（コンソーシアムとして参加する場合に限る。）

※ ア、イ及びウは任意の様式、エ及びオは各官公署で参加申出日から3か月以内に発行されたもの（コピー可）を各1部提出すること。なお、コンソーシアムの場合は、各々の団体について上記ア～オの書類を提出すること。

(2) 企画提案書等

ア 企画提案書（様式3）

イ 見積書

ウ 積算内訳書

※ アからウまでをセット（ページ番号付番）にすること。

## 6 企画提案書について

企画提案書を作成するに当たり、次の事項に留意して作成すること。

### (1) 書式等

ア 企画提案書については、（様式3）を使用すること。

イ 企画提案書等は紙媒体10部を提出すること。

ウ 企画提案書等のページ数制限はないが、（2）の記載項目の順に、可能な限り簡潔にまとめること。

エ 散逸しないような形で綴ること。

### (2) 記載項目

ア 業務に対する基本的な考え方等

本業務の趣旨に基づき、受託者としての基本的対応姿勢についての考え方を説明すること。

(ア) 業務に対する基本的な考え方

(イ) 本業務の推進体制

(ウ) 関係機関との連携に必要なネットワークの状況

イ 業務実施体制等

仕様書に基づき次の事項について理由とともに提案すること。

(ア) 実施場所の確保について

a 仕様書にある実施場所の確保について、提案すること。

(イ) 従事者について

a 仕様書にある従事者について、責任者、補助者の確保方法を提案すること。

b 仕様書にある責任者・補助者の役割と、利用者の申込人数に応じた配置人数の考え方を提案すること。

c 仕様書にある子育てサポーターの役割と活用方法について提案すること。

(ウ) 業務実施内容について

a 開催頻度、開催時間について提案すること。

b 仕様書にある休息時間の提供の具体的な内容について提案すること。

c 仕様書にある交流の機会の提供の具体的な内容について提案すること。

d 相談支援の具体的な内容について提案すること。

- e 危機管理に関する考え、想定される危機に関する対応方法について考え方を説明すること。

(エ) 運営方法について

- a 事業の周知方法を示すこと。
- b 仕様書にある受付業務の方法について示すこと。
- c 会場との連絡調整について方法を示すこと。

ウ 自由提案

上記以外に、当業務の目的達成のために本事業において実施されることが効果的と考えられる事項があれば併せて提案する。なお、静岡市が必要と認めた提案内容については、本事業に取り入れる場合がある。

エ 過去の実績

過去に、乳児のいる子育て家庭の相談支援に係る事業を行ったことがある場合には、その内容等を記載すること。

(3) 注意事項等

- ア 専門用語には注釈を付けるなど、分かりやすい表現で記載すること。
- イ 提出書類作成に係る費用は、応募者の負担とする。
- ウ 企画提案書等の書類は、返却しない。
- エ 企画提案書等の書類は、当業務の事業者の選定に用いるほか、当該業務を実施するための資料としてのみ取り扱う。

(4) 参加が無効になる場合

企画提案書等が以下の項目に該当する場合は、参加を無効とする場合がある。

- ア 提出期限を経過したもの
- イ 応募資格を満たしていないもの
- ウ 虚偽の内容が記載されているもの
- エ 提案者が次のいずれかに該当するとき
  - (ア) 役員等（役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員等（静岡市暴力団排除条例（平成25年静岡市条例第11号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）の配偶者（暴力団員と生計を一にする配偶者で、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。以下同じ。）であると認められるとき。
  - (イ) 暴力団（静岡市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員等又は暴力団員の配偶者が経営に実質的に関与していると認められるとき。
  - (ウ) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団、暴力団員等又は暴力団

員の配偶者を利用するなどしたと認められるとき。

(エ) 役員等が、暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

(オ) 役員等が暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

オ その他見積りの条件に違反したとき。

## 7 見積書について

(1) 下記対象経費を基に各項目別の積算表を作成し、見積書と一緒に提出すること。

ア 人件費的費用

- ① 責任者の人件費                      ② 補助者の人件費
- ③ 子育てサポーター謝金      ④ 受付事務に係る手数料

イ 事業費

会場賃借料、通信費、事務用消耗品費、参加者及び子育てサポーターに対する保険料、備品購入費、印刷製本費（ちらし作成費）、郵送費など

※ 上記ア、イ以外でも契約期間中に業務実施に必要な費用は全て組み込むこととするが、その必要事由を明記すること。

※ 保険料については、補償内容が分かるようパンフレット等を添付すること。

(2) 消費税及び地方消費税に伴う見積金額の記入方法

見積書には、見積もった契約希望金額から、消費税及び地方消費税に相当する金額を減じた金額（免税事業者の場合は課税事業者と同一の間尺で比較できるようにするため用いる計算上算出された金額）を記入すること。

(3) 見積書の金額の数字及び記載事項の訂正

見積書に記入する数字は、アラビア数字を用いること。

【例】 ¥123,000-

## 8 ヒアリング、企画提案の評価について

(1) 実施方法等

ア 企画提案書の内容について、必要に応じてヒアリングを行う。

イ ヒアリングにおける時間配分の目安は、次のとおりとする。

・準備及び説明：20分    ・質疑応答：10分

ウ ヒアリングの出席者は、3人以内とする。

エ ヒアリングの順番は事務局の責任抽選とする。

オ 実施の有無を含め、詳細については別途通知する。

(2) 評価者

本市が設置する選定委員会における委員長及び委員が評価者となる。

(3) 企画提案の評価

企画提案の評価は、企画提案書及びヒアリングの内容について、別紙3「令和6年度 静岡市ママケアデイサービス企画・運營業務 プロポーザル(企画提案) 審査基準」に基づき、項目ごとに数値化して採点し、採点の合計が満点の60%以上を獲得したもののうち、合計点数の最高得点を得たものを本業務の選定業者とし、契約に向けた協議を行う。

なお、最高得点を得たものとの協議が整わない場合等契約に至らない場合は、次点者と協議を行うものとする。

9 その他

(1) 提出された企画提案書等の書類及びヒアリングの内容については非公開とする。

(2) 企画提案書等を提出した後に辞退する際には、辞退届(様式4)を提出すること。

10 事務局(問合せ先)

〒424-8701 静岡市清水区旭町6番8号(静岡市役所清水庁舎9階)

静岡市子ども未来局子ども家庭課子ども家庭係 担当:平川・近田

電話 054-354-2643

メール kodomokatei@city.shizuoka.lg.jp